



2020年11月12日

各 位

会社名 日本商業開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松岡 哲也  
(コード番号 3252 東証・名証第一部)  
問合せ先 人事総務本部長 田中 貴博  
(TEL 06-4706-7501)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、2020年12月24日（木）開催予定の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり事業年度（決算日）の変更に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、建物を所有せず土地のみに投資を行い、機関投資家の不動産運用ニーズに応えるべく、安全で長期に安定した収益をもたらす不動産投資商品をつくり、この「JINUSHIビジネス」を事業の柱としてマーケットの拡大を推し進めてまいりました。

当社が保有する販売用不動産、いわゆる不動産投資商品である「JINUSHIビジネス」用不動産の主要な売却先は、地主プライベートリート投資法人（以下、「地主リート」という）であり、「地主リート」及び当社の100%子会社である地主アセットマネジメント株式会社との間で「スポンサーサポート契約」を締結しており、当社は「地主リート」のスポンサー会社であります。また、従来より、当社から「地主リート」への販売用不動産の売却時期は毎年1月であるため、売上高及び利益が第4四半期に偏る傾向があります。

つきましては、以下の理由により、毎年4月1日から翌年3月31日までとしている事業年度（決算日）を、第22期より毎年1月1日から12月31日までと変更することについて2020年12月24日（木）開催予定の当社臨時株主総会におきまして付議することを決議いたしました。

#### 理由

- ① 第1四半期に「地主リート」へ販売用不動産を売却し、利益を計上することにより、第1四半期以降の各四半期決算の業績見通しを立て易くし、経営資源のさらなる効率的な配分を図ること
- ② 各連結子会社の事業年度（決算日）を統一し、経営情報を適宜・的確に把握することで、予算編成や業務管理など経営及び事業運営の効率化と安定化を図り、適切な経営判断と事業戦略の実施を実現すること

これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものです。

なお、この変更に伴い第21期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

## 2. 定款変更

### (1) 定款変更の目的

上記のとおり事業年度（決算日）を、毎年1月1日から12月31日までに変更するため、現行定款に所要の変更を行うものであります。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### (3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2020年12月24日（木）予定

定款変更の効力発生日

2020年12月24日（木）予定

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。  (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第3章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。  (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
第14条～第17条 (条文省略)	第14条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 第18条～第28条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 第18条～第28条 (現行どおり)
第5章 監査等委員会 第29条～第30条 (条文省略)	第5章 監査等委員会 第29条～第30条 (現行どおり)
第6章 会計監査人 第31条～第33条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第31条～第33条 (現行どおり)
第7章 計 算 (事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年3</u> 月31日まで1年とする。	第7章 計 算 (事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までの <u>1</u> 年とする。
(期末配当及び基準日) 第35条 当会社は、毎年 <u>3</u> 月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。	(期末配当及び基準日) 第35条 当会社は、毎年 <u>12</u> 月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

現行定款	変更案
(中間配当及び基準日) 第36条 当会社は、毎年 <u>9</u> 月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。	(中間配当及び基準日) 第36条 当会社は、毎年 <u>6</u> 月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。
第37条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
附則 第1条 (条文省略)	附則 第1条 (現行どおり)
(新設)	<u>第2条 第34条の規定にかかわらず、第21期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までとする。</u> <u>本附則第2条は2020年12月31日の経過をもって削除する。</u>

以上